開業から申告のしかたまで

記帳べんり帳



挑みつづける、変わらぬ意志で。





Federation of Tokyo Metropolitan Chambers of Commerce and Industry

→ はじめに

商工会議所では、個人企業のために記帳指導を実施しております。

皆さまの経営状況や成果等を把握するためには、日々の記帳を欠かすことができません。今日の売上や経費、一ケ月の動きまた年間の最終利益等を経営者は常に把握し、次の手を打たなければなりません。また、企業は1年の成果で得た利益の中から諸税を自主申告しなければなりません。

この冊子は、個人企業の皆様がご自身で記帳する際や、年度末に自主的に申告することを手助けするものです。

記帳相談員とともに1年間この冊子を使用して学習することで自分の企業に合った記帳システムを完成させることができます。

また、新規創業 (開業) 者の皆様には開業時に必要な諸申請書類についてもご理解いただけるものとなっています。ぜひ、本冊子をご活用いただき、事業の成果を正確に把握することをお勧めします。

→ もくじ

·新規開業者の主な諸申請書類 ····································	2
・青色申告の主な特典一覧	3
·勘定科目一覧 ····································	4
· 資産・負債・費用・収益とは	5
·営業経費の一覧 6~7	7
·簿記の流れ	3
・知っておきたい会計用語 ····································	9
・証ひょうの保管 ····································	9
・証ひょうと伝票の書き方 ······· 10~17	1
·伝票の書き方 ······ 12~13	3
・現金出納帳の記入	3
・現金に関する取引	4
・預金に関する取引 ······ 15	5
・売買取引の処理上の注意	Ś
・売掛に関する取引 17~18	3
・買掛に関する取引	3
·経費に関する取引	1
・未払金・借入金に関する取引 27	1
·手形に関する取引 ······ 22	2
·事業主との貸借とは 23	3
· 決算準備作業 ····································	3
·青色申告決算書 ······ 24~27	
·パソコン会計ソフトの導入について 28~29	9
・ぜいむ暦 30~3´	1

新規開業者の主な諸申請書類◆

諸申請の種類	内 容	提出期限	交付
開廃業の届出	事業の開始又は事業所等の開設移転若し くは廃止があったことの届出	開廃業のあった日から1ヶ月以内	個人
青色申告の承認の申請	青色申告書を提出することの承認の申請	その年の3月15日 ただし、その年の1月16日以後新たに業務を開始 した場合は、その業務を開始した日から2ヶ月以内	個人
青色事業専従者給 与に関する届出	青色事業専従者の給与の金額等の届出又 はその変更の届出	その年の3月15日(変更の届出にあっては、変更後遅滞なく) ただし、その年の1月16日以後新たに業務を開始した場合は、その業務開始した日から2ヶ月以内	個人
収入及び費用の帰 属時期の特例の適 用を受けることの 届出	小規模事業者の収入及び費用の帰属時期の特例(いわゆる現金主義による所得計算の特例)の適用を受けることの届出	適用を受けようとする年の3月15日 ただし、その年の1月16日以後新たに業務を開始 した場合は、その業務開始した日から2ヶ月以内	個人
棚卸資産の評価方法の選定の届出	新たに事業を開始した場合等において棚 卸資産の評価方法を選定したことの届出	確定申告期限	個人
減価償却資産の償 却方法の選定の届 出 ^{注1}	新たに事業を開始した場合等において減 価償却資産の償却方法を選定したことの 届出	確定申告期限	個人
給与支払い事務所 等の開設届出	給与支払い事務所等の開設若しくは廃止 があったことの届出	給与支払事務所等の開設の事実があった日から 1ヶ月以内	源泉
源泉所得税の納期の特例の承認に関する申請書兼納期の特例適用者に係る。	給与の支払を受ける人が常時10人未満の 源泉徴収義務者が納税の手続を軽減する ため、源泉徴収税を年2回(7月10日、翌 年1月10日)にまとめて納付する制度 ^{注2}		源泉
る納期限の特例に 関する届出書	給与、退職手当等から源泉徴収した所得税について納期の特例の適用を受けている者の「翌年1月10日」の納期を「翌年1月20日」とする制度	適用を受けようとする年の12月20日まで 『上記申請書に併記されており、ともに届出することができる』	源泉

注1 平成10年4月以後に取得した建物の償却方法は、定額法に限ることとされている。

青色申告の主な特典一覧◆

法	特典項目	青色申告の場合	白色申告の場合
	専従者給与 (法57①)	原則として全額必要経費算入できる。	専従者1人あたり最高50万円(配偶者は86万円)を限度として控除が受けられる。
	現金主義 (法67の2)	前々年分の不動産及び事業の所得金額が300万円以下の人は現金主義によって所得計算ができる。	適用できない。
所得税法	純損失の繰越控除 (法70②)	翌年以降3年間繰越控除ができる。	変動所得又は被災事業用資産の損失に限って繰越控除ができる。
法	純損失の繰戻還付 (法140、141)	前年分の所得に対する税金から還付が受けられる。	適用できない。
	引当金 (法52、54)	貸倒引当金、退職給与引当金等の一定の引当額を必要経費に算入できる。	適用できない。
	低価法 (令99②)	棚卸資産の評価については低価法が認められる。	適用できない。
	青色申告特別控除 (措25の2)	所得を計算する際最高65万円を差し引くことができる。	適用できない。
租税特	減価償却費 (措11ほか)	特定設備等の特別償却、中小企業者の機械等の特別償却費などを必要経費に算入することができる。	適用できない。
租税特別措置法	準備金 (措20)	輸入製品国内市場開拓準備金などの準備金を必要経 費に算入することができる。	適用できない。
	所得税額の特別控除 (措10ほか)	試験研究費の額が増加した場合や特定の設備を取得 した場合には、所得税額の特別控除が適用される。	適用できない。

注2 承認の通知が到達した日以後はその効力が生じ、その日以後に法定納期限が到来するものから適用される。

◆ 勘定科目一覧 ◆

[資産科目]

	勘定	科目		この科目の内容
現			金	
普	通	預	金	
当	座	預	金	
受	取	手	形	
売	担	}	金	商品を掛売りしたとき。
未	収	入	金	商品以外のものを掛売 例:工事代金等
商			品	
建			物	
建	物付	属設	備	
車	輛道	L 搬	具	
工	具・器	具・備	品	
立	칱	*	金	取引先、従業員などに対して一時的に立替えをしたとき。
事	業	主	貸	事業に関係ない支払いを事業用資金から支払い。
元	7		金	資産と負債の差額(事業を開始するに当り、もとでとなるもの)

[負債科目]

	勘定	科目		この科目の内容
支	払	手	形	仕入の代金、買掛金、支払金などの支払の為に手形を振出したとき。
買	挡	卜	金	材料や商品の仕入代金を後日払いにしたとき。
短	期借	計入	金	銀行などからお金を借りて、1年以内に返済するもの。1年以上は長期借入金とします。
未	ž.	4	金	商品以外のもの(応接セット、机など)を買い、後日払いとしたとき。
預	b,	J	金	取引先や従業員から一時的に預かっているお金、源泉所得税、社会保険料など。
前	3	Ę	金	商品や製品、請負工事などの手付金を受取ったとき。
事	業	主	借	事業用資金が足りなくて生活費より一時的に入金。

[収益科目]

	勘:	定科	B		この科目の内容
売				上	
家	事	消	費	額	事業用のものを、自家で使用した場合に発生する。
雑		収		入	

◆ 資産・負債・費用・収益とは ◆

―スタートは5つの用語を押さえること―

資産

経営を行うために必要な現金や、商品・建物・機械などの財産、 また、掛けで売った場合の売掛金や受取手形などの債権となります。 こういった財産を資産といいます。

負債

仕入先から商品を掛で仕入れたときの買掛金や支払手形、銀行からの借入金等、 将来かならず相手に返さなければならないものが負債です。

資本

一般的には開業資金や【もとで】という言葉で表現できますが、 会計上は資産から負債を引いたものを資本といいます。(正味の財産分のことです。)

費用

経営活動のために費やされた給料賃金・旅費交通費・広告宣伝費・利子割引料などを 費用といいます。また、現金等の支払いが済んでいなくても、 本年度に費やされた費用であれば含めます。

収 益

商品の売上げ、雑収入などを収益といいます。現金の入金があったものだけではなく、 まだ入金がないものでも本年分の収益であれば含めます。

●上記の各項目は決算書上で、次のように表現されます。

賃借対照表(時点)

負 債 資 産 資 本 利 益

損益計算書(期間)

費用収益

営業経費の一覧(申告所得税)◆

経費科目	経費となるもの	経費とならないもの	経費と家計に分けるもの
租税公課	事業税、固定資産税、自動車税、不動産取得税、登録免許税、印紙代、消費税商工会議所、商店会等の会費、組合員など	所得税、相続税、住民税、国税の延滞税、加算税、 地方税の延滞金、加算税、罰金など	●固定資産税、不動産取得税、登録免許税
荷造運賃	販売商品の荷造りに要した包装材料費、荷造費や、鉄道、船、自動車、飛行機などの運賃、宅配便の費用	営業上に関係ない運賃など仕入商品などの引取運賃は仕入価格に含む	
水道光熱費	・水道料、電気代、ガス代、灯油代など		●水道料、電気代、ガス代、灯油代など
旅費交通	●販売や集金など営業上に要した電車運賃、バス、タクシー代、宿泊代など	●営業上に関係ない運賃、宿泊代など	
通信費	●営業上必要な電報、電話料、ハガキ、切手代など		●電話料、ハガキ、切手代など
広告宣伝費	テレビ、ラジオ、新聞、雑誌などの広告掲載費用チラシ、ビラ、福引券、サービス券の印刷費用、店名入りのマッチ、タオル、うちわなどの購入費	 ●開店や支店開設の際の費用は原則として繰延資産として各年分の 償却費を経費とする。ただし任意の金額を必要経費としてもよい	
接待交際費	営業上に必要なため得意先を招待した場合の観劇代や、飲食代、来客用の茶菓子などの 接待費用や得意先に対する中元、歳暮、慶弔などに要する費用	● 営業上関係のないもの(友人・親せきなど)	
損害保険料	● 商品などのたな卸資産、事業用減価償却資産に対する火災保険、地震保険等の損害保険料	● 交通傷害保険料、生命保険料● 店舗の長期損害保険料のうち積立部分	●建物などの火災保険料
修繕費	事業所の建物、機械器具、車両などの減価償却資産の維持補修に要した次のような費用。壁の塗装、床の取替、畳の表替、障子、襖の張替、ベルト、タイヤなどの取替	現状よりも価値の増加や使用可能期間が延長すると認められる 資本的支出	●建物などの修繕費
消耗品費	荷造用以外の包装紙、ヒモ、テープなどの包装材料の費用文房具などの事務用品工具、器具、備品などで使用可能期間が1年未満のもの工具、備品などで取得価格10万円未満のもの	まだ使用していない貯蔵中のもの (ただし通常の年に比べて特に増えていないものは経費としてもよい)取得価額が10万円以上のものは、資産に計上し減価償却する	
福利厚生費	店員など従業員のレクリエーション、保健衛生、研修などに要した費用店主が負担すべき店員など従業員の健康保険、労災保険、厚生年金保険、雇用保険などの保険料店主が店員など従業員に対して負担した中小企業退職金共済事業団や特定退職金共済団体、特定業種退職金共済組合が行う退職金共済制度に基づく掛金	●家事使用人に対する左記の費用	
給料賃金	●店員など従業員に対して支払う給料、賞与、手当など	●家事使用人に対する左記の費用	
外注工賃	● 原材料などいわゆる現物を支給して加工などさせるために要する加工費など		
利子割引料	営業用の資金や業務用の建物などの減価償却資産、土地、または、建築、改装などのための借入金に対する支払利子、受取手形の割引料、月賦など分割で買い入れた資産に対する支払利子(この場合は、購入した資産などの代金と支払利子とがはっきり区別できているものに限る)など	計算期間が翌年以後におよぶ場合には、 その翌年分以後に該当する利子割引料 (前払い期間が一年以内のものは経費としてもよい)	建物などの建築、改造などに要した借入金の利子
地 代 家 賃	●店舗、ガレージ、倉庫など営業用の土地、建物の賃借料	支払った賃借料の計算期間が翌年以後におよぶ場合には、 その翌年分以後に該当する賃借料取得価額が20万円以上の礼金・更新料については、 資産に計上し5年又は契約期間により減価償却する	●建物などの賃借料
貸 倒 金	● 売掛金、受取手形、貸付金、前渡金などが取引先の倒産などにより回収不能となったもの	●営業上、関係のない貸付金など	
支払手数料	● 商品などを販売するために支出した販売手数料や支払いリベート、振込手数料など	建物などの減価償却資産を購入するために支払った手数料 (資産の価格に加算)	●建物などの購入手数料
リース料	●カラオケ、コピー機などのリース代		
雑 費	●いままでに述べた経費科目にあてはまらない経費	●営業上、関係のないもの	
専従者給与	● 「青色専従者給与に関する届出書」に記載した金額の範囲内で労務の対価として妥当な額		

 6

* 簿記の流れ ◆

通常、この手続きで会計業務を行います。



[お金やモノの出入り]

金庫のお金が盗まれた場合も 「お金が動いた!?」ので取引

原始記録

納品書

領収書

仕入伝票

伝票起票

仕訳

- ●入金伝票
- ●出金伝票
- ●振替伝票



元帳転記

記帳

- ●伝票より転記
- ●各勘定科目の合計が 分かります。

補助簿

- ●現金出納帳 (現金の残が分かります)
- ●得意先元帳 (掛売残が分かります)
- ●仕入先元帳 (掛什入残が分かります)

貸 借 方 方

決算

1年間の取引の総ま とめとして、「儲け」 と「財産」を計算する。

試算表

精 算 表

- ●合計試算表
- 残高試算表など

損益計算書

賃借対照表

申告書

「儲け】

[財産]

◆ 知っておきたい会計用語◆

一用語にさえ慣れれば、簿記は怖くない—

借方と貸方

借方と貸方という言葉をあまり深く考えずに、単に借方は左側、貸方は右側とおぼえれば よいでしょう。 *これは世界共通のルールです*

年日月		揺	j		要		入金	出金	残高
××	売	上	商	品	売	上		(貸方)	80,000

商品¥80,000を現金で売った。

[仕訳] 借方 現金 80,000 (貸方) 売上 80.000

取引とは

企業の資産・負債・資本に変動を起こすことがらを、会計上では取引といいます。 (現金の入金、出金がなくても取引となります。)

取引とならない

取引先に商品を売る約束をした。

取引となる

取引先に商品を納入した。

仕訳とは

各取引について、記入する勘定科目と金額を確かめ、 借方記入と貸方記入を決定することを仕訳といいます。

証ひょうの保管◆

証ひょうは取引の内容を示す大事な書類です。伝票記入をするための資料としてだけではなく、取引の事実 を証拠だてるために必要な書類であり、税務調査では必ず調べられます。 法定保存期限は、7年です。



納品

契約

- ・取引先から受取った納品書
- ・貴店発行の納品書控
- ・取引先から受取った請求書
- ・貴店発行の請求書控
- ・取引先から受取った領収書
- 貴店発行の領収書控
- 小切手帳の控
 - ・小切手を振出した時の控
 - ・賃貸契約書、売買契約書、 借入金契約書など

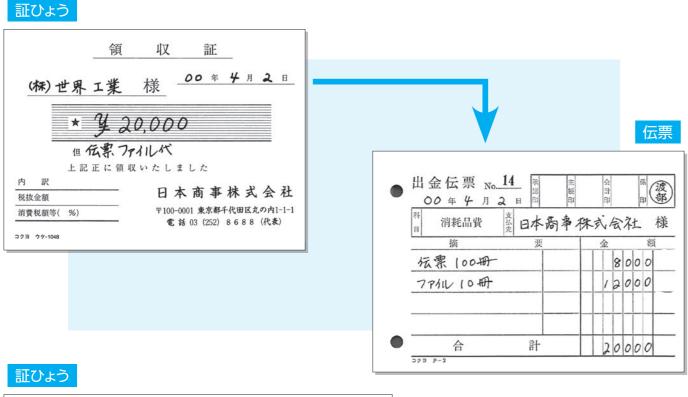
9

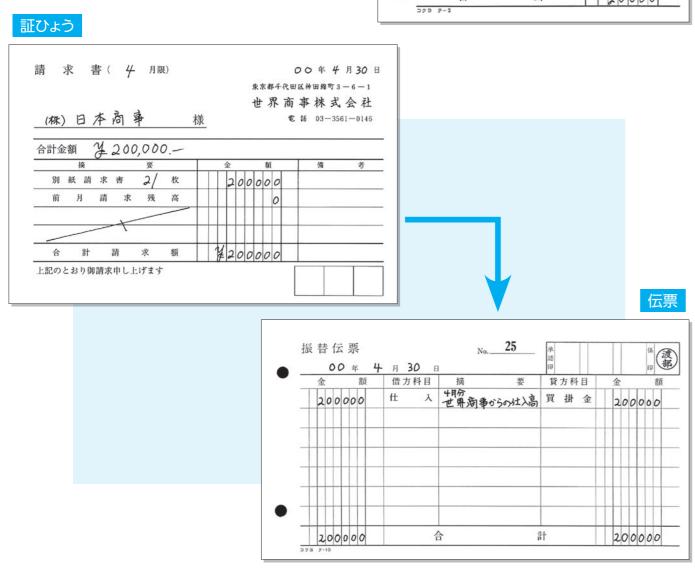
・その他、預金通帳、手形帳の控、仮払明細書などがあります。

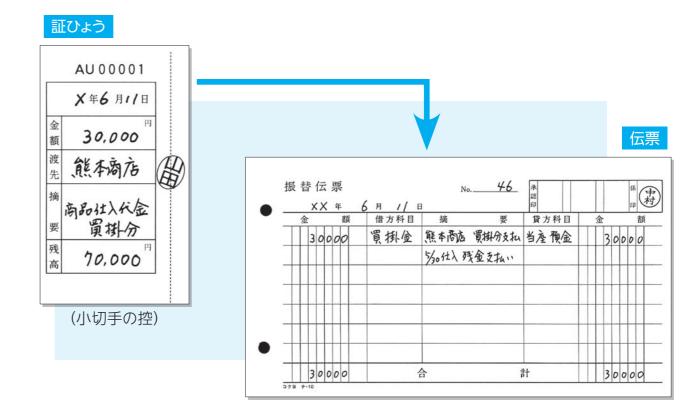
伝票は、上図の証ひょう書類より取引の内容を記入したものですから(証ひょうによらないものもある)あと から確認をする時とか、記入まちがい、記入もれなどが発生した場合、もう1度書類を使いますので、大切に 保管(ファイル)してください。

証ひょうと伝票の書き方

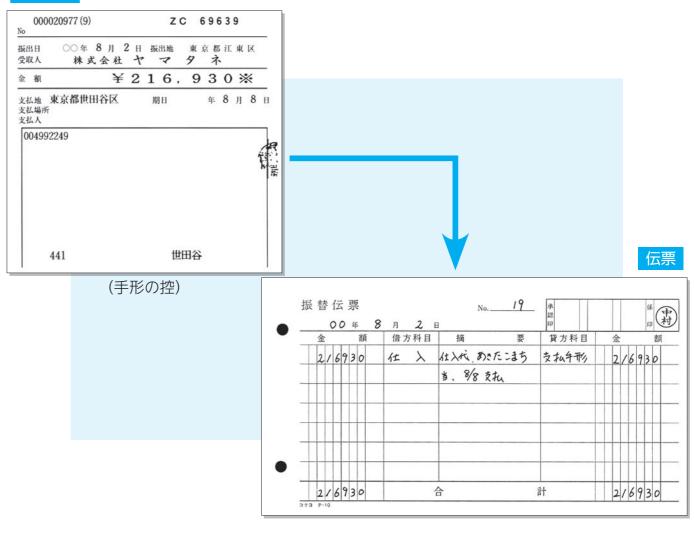
伝票は必ず証ひょうなど、基礎となる書類がないと起こしてはいけません。







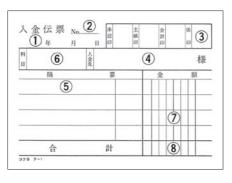
証ひょう



伝票の書き方◆

入金·出金伝票

▼ 入金伝票 ▼



出金伝票 No. 2 **(6)** (4) 7

8

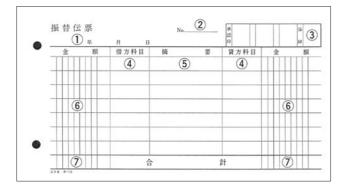
▼ 出金伝票 ▼

- ①『年 月 日』を忘れずに記入してください。
- ② 「No.」は、そのつど入れる方法とまとめていれる方法があります。
- ③「係印」の欄は、通常、記入者のサインまたは印鑑を押します。
- ④ 「入金先」あるいは「支払先」は取引先の名称を書きます。
- ⑤ 「摘要」欄は、なぜ【入金したのか】 【出金したのか】 が分かるように、 品名・数量・単価・内容を詳しく具体的に書いてください。
- ⑥「科目」欄には、相手科目【入金伝票には売上等、出金伝票には費用科目がはいります。】を記入します。
- ⑦「金額」は摘要ごとに合わせて記入していきます。
- ⑧ 「合計」欄には、合計額を記入します。合計金額は必ず検算をしてください。

振替伝票

12

▼ 振替伝票 ▼



- ① 「年 月 日」を忘れずに記入してください。
- ②「No.」は、そのつど入れる方法とまとめて入れる方法があります。
- ③「係印」の欄は、通常、記入者のサインまたは印鑑を押します。
- ④「科目」の欄は借方(左側)貸方(右側)と2つありますが、仕訳をそのまま載せた形となります。
- ⑤「摘要」の欄は取引先名、取引の内容などを具体的に、分かり易く記入していきます。
- ⑥ 「金額」の欄は科目ごとに金額を入れていきます。
- ⑦ 金額の【合計】欄には、借方と貸方のそれぞれの合計を記入しますが、 借方・貸方の金額は必ず一致します。もし一致しないときは、計算違いか、 記入誤りのいずれかですので、もう一度確認してください。

伝票と仕訳の関係



伝票起票も借方○○貸方○○という基本型を理解すれば 簡単にできます。

入金伝票を使用する場合、借方(現金)の仕訳はもう済ん でいるものとして、貸方(相手科目)を伝票の所定の位置 へ記入すればよいのです。

例) 借方 現金 30,000 貸方 普通預金 30,000

出金取引の場合は、出金伝票を使います。



振替伝票の場合(含単一式伝票)は、仕訳を そのままの形で伝票の所定の欄へ移せばそれで よいのです。

実際の手持現金と合って

いなければなりません。

例) 借方 買掛金 100,000 貸方 支払手形 100,000

現金出納帳の記入・

現金出納帳は、お金が現在いくらあるのかを知るためにあります。また青色申告をしている場合の必要な帳簿 となっています。現金出納帳には、「お金が入った」「お金が出た」という取引によって、「入金伝票」「出金 伝票 | の記入と同時に記入することが必要です。

記帳の手順

奪記:	cia	相手	科目	摘	要	借	方	貸	方		\parallel	
		1	`		1						T	
	6	仕			¥50013		Ш	5	000	3	too	a
1	4	売	上.	A南在	1000 20	2	0000			4	000	0
		(4)		2)		3)				(5)	
1				前頁	リ繰越					2	000	0
月	Н	科	B	摘	要	収入	金額	支払	金額	差	1 3	え 額

① 日付 …… 年・月・日を記入します。

② 摘要 …… 取引内容を記入します。

③ 金額欄 ………… 入金か出金のどちらかに記入します。

4 相手科目 ……… 科目を決める。

(5) 残高 ……… 残高を書きます。 (手持現金と一致する)

例) 1/4 商品を売った 借方 現金 20,000 貸方 売上 20.000 1/6 商品を仕入れた 借方 仕入 5,000 貸方 現金 5,000

・ 現金に関する取引 ◆

什訳には基本的な型があるので、一覧すると次のようになる。

[借方(左側)]

「貸方(右側)]

資産の増加

資産の減少

負債の減少

負債の増加

資本の減少

資本の増加

収益の減少

収益の増加

費用の増加

費用の減少

現金とは

通貨・他人振出しの小切手・郵便為替証書など、 通貨にすぐ替えられるものを会計では現金といいます。

- ① 現金を支払った場合、必ず領収証をもらってください。
- ② 発生とともに現金出納帳に同時記入をします。

他人振り出しの小切手 を受け取ったとき

取引 得意先へ商品を売上げ、代金¥50,000は小切手で受け取った。

借 現 金 ------- 50.000 貸 売 上 ----- 50.000

受け取った小切手は現金扱いです。

受け取った小切手で 支払ったとき

取引 仕入先より商品¥50.000を仕入れ、代金は得意先より受け取った 小切手で支払った。

借 仕 入 ------- 50,000 貸 現 金 ------ 50,000

- 売上代金の入金
- 取引 商品を売上げ¥25,000を現金で受け取った。
- 借 現 金········ 25.000 貸 売 上······ 25.000

- 経費の支払い
- 取引 ノートとクリップを買い、現金で¥1,900を支払った。
 - (音) 消耗品費 ·············· 1,900 (章) 現 金 ············ 1,900

◆ 預金に関する取引 ◆

現金の預け入れと 引き出し

取引 現金¥30,000を普通預金へ預け入れた。

借 普通預金 ------- 30,000 貸 現 金 ----- 30,000

取引 現金¥10.000を普通預金より引き出した。

借 現 金 --------- 10.000 貸 普通預金 --------- 10.000

取引 得意先より売掛金¥70.000が普通預金へ振り込まれた。

借 普通預金 ········· 70,000 **貸** 売 掛 金 ········ 70,000

売掛金の代金が 振り込まれたとき

- ▶ 取引 得意先より売掛金¥70.000が振込手数料¥630を差し引いて普通 預金へ振り込まれた。
 - 借 普通預金 ------- 69.370 支払手数料 630

貸 売 掛 金 ------ 70,000

電気代などの自動振替 >

取引 今月分の電気、ガス、水道代¥48.600が普通預金から引き落とさ れた。

借 水道光熱費 …… 48.600 貸 普通預金 ……… 48.600

借入金及び 利息の支払い

取引借入金の第一回目の返済日に元金返済分¥70,000と利息分 ¥3.200が当座預金より引き落とされた。

利子割引料 3.200

貸 当座預金 ------ 73.200

小切手を 振り出したとき

取引 商品¥100.000を什入れ小切手で支払った。

借 仕 入 ------ 100.000 貸 当座預金 ----- 100.000

int! 小切手を振出したときは(当座預金)となります。

手形が決済されたとき

取引 先に振出してあった手形¥200.000が本日決済日で、当座預金か ら引き落とされた。

借 支払手形 ------ 200,000 貸 当座預金 ----- 200,000

取引依頼をしたとき

取引銀行に取引依頼しておいた手形代金¥120,000が入金された。

他預金からの預け替え ▶

取引 普通預金より¥150,000を当座預金へ預け替えた。

借 当座預金 ------ 150,000 貸 普通預金 ------ 150,000

売買取引の処理上の注意◆

売上と仕入の計上時期

収益(売上など)費用(仕入など)は原則として、発生したときに計上(現金の収支と関係なく)します。 発生の基準には次のようなものがあります。

売上

- ①実際に出荷した。
- ②相手に商品を渡した時点。

仕 入

- ① 売主から発送された時点。
- ② 商品を受けた時点。

(計上時期をお書きください。)

売掛金と未収入金の違い

売掛金

通常の営業取引(商品の売渡し) の代金未回収分をいいます。

未収入金

通常の営業取引以外の未回収分を いいます。

買掛金と未払金の違い

買掛金

商品や原材料を仕入れ、代金を後 払いにしたとき。商品に直接関係 するもの。

未 払 金

機械、自動車、広告料、ガス、 水道など、商品に直接関係しない ものの未払いのとき。

◆ 売掛に関する取引 ◆

取引 得意先に商品¥300,000を売上げ、代金は月末払いの掛とした。

借 売 掛 金 ------ 300,000 貸 売 上 ----- 300,000

掛売りをしたとき

◎1ヶ月分をまとめて仕訳する方法

取引 4月30日に4月分の売上¥800,000を計上した。

雑収入とするとき

取引作業くず¥2.000分を売渡し、代金は後日受け取ることにした。

借 未収入金 ---------- 2,000 貸 雑 収 入 ---------- 2,000

取引 商品¥100,000を掛で売上げ、運送代¥3,000は現金で立替えた。

借 売 掛 金 ------ 103,000

貸売 上 ------ 100,000

金 3.000

発送費を立替えたとき▶

◎売掛金に含めない仕訳

借 売 掛 金 ------ 100.000 立替金3,000 現 金 ------ 3.000

販売商品の発送費を売主、買主のどちらかが負担するかによっ て立替金となるか、経費となるかの違いがあります。

口座に振り込まれた とき

取引 得意先より売掛金¥300.000について当店の当座預金に振り込ん だとの通知を受けた。

振込手数料を差引かれた時は(借)支払手数料で処理します。

手形で受け取ったとき

取引 売掛金¥200,000を受取手形で回収した。

借 受取手形 ------ 200,000 貸 売 掛 金 ----- 200,000

買掛金などと 相殺したとき

取引 得意先商店の売掛金¥100.000に対し、同店より商品を什入れて まだ支払っていない代金(買掛金勘定)¥100,000があったので 相殺した。

借 買掛金…… 100,000 貸 売掛金…… 100,000



相殺とは同一取引先に売掛金と買掛金とがあるときに、 互いに代金の受け払いをせずに決済する方法です。

取引 得意先が倒産し、売掛金¥350.000が回収不能となった。

借 貸倒損失 ······· 350.000 **貸** 売 掛 金 ······ 350.000

貸倒れが発生したとき→

取引 得意先が倒産し、売掛金¥350.000が回収不能となったので、先 に売上げていた商品¥50,000を引取って残はあきらめた。

借 貸倒損失 …… 300,000 売 ト 50.000

貸 売掛金 ------ 350,000

値引きをしたとき

取引掛で売った商品に品質不良のものがあり、¥1.000の値引きをした。

借 売 ト値引 ------- 1.000 (貸) 売 掛 金 ------ 1.000

返品を受けたとき	取引掛で売った商品のうち¥5,000分を、品違いで返品された。
Zem CX.//CCC	借 売 上5,000 貸 売 掛 金5,000
	取引 東京商事が、今回の目標に達したので売掛金より¥10,000を差し
	引いた。
リベートを出したとき	借 売上割戻し 10,000 貸 売 掛 金 10,000
	取引 売上割戻しとして現金で¥10,000を支払った。
	借 売上割戻し 10,000 (質) 売 掛 金 10,000
	◆ 買掛に関する取引 ◆
	取引 商品¥100,000を仕入れ、代金は掛とした。
掛る買ったとき	借 仕 入 100,000
掛で買ったとき	
	借 仕 入 300,000 買 買 掛 金 300,000
小切手を振り出して	
支払ったとき	取引 買掛金¥150,000を、小切手を振り出して支払った。借 買 掛 金 ········ 150.000貸 当座預金 ······· 150.000
XIII JIECE	
手形を振り出して	取引 買掛金¥200,000を、小切手を振り出して支払った。
支払ったとき	借 買 掛 金 200,000
	 取引 得意先商店の買掛金¥500.000に対し、同店へ掛で売上げた分(売
	掛金)¥300,000があるので相殺し残りは小切手で支払った。
売掛金などと	借 買掛金 500,000
相殺したとき	当座預金 200,000
	相殺とは同一取引先に売掛金と買掛金とがあるときに、
	互いに代金の受け払いをせずに決済する方法です。
値引を受けたとき	取引 掛で買った商品に数量不足があったので¥2,000の値引きをうけた。
他力で文けたこと	借 買掛金2,000 貸 仕入値引2,000
	「取引 先に買った商品のうち¥10,000分品違いのため返品をした。 代金
返品をしたとき	は現金で受取った。
	借 現 金10,000 貸 仕 入10,000
	取引
発送費を負担したとき	
	荷造運賃840
奨励金を受けたとき	借 現 金 50.000 貸 雑 収 入 50.000
	-70 <u>m</u> 30,000

	•	経費に関する取引 ◆
• 税金を収めたとき	•	取引 事業税、自動車重量税の合計¥100,000を普通預金より支払った。 借 租税公課 100,000 貸 普通預金 100,000 取引 収入印紙@200を10枚現金で買った。 借 租税公課 2,000 貸 現 金 2,000 取引 車を購入し、取得税¥20,000を現金で支払った。 借 租税公課 20,000 貸 現 金 20,000
商品を発送する為の	•	取引 商品発送のため、段ボール箱、ガムテープなど¥3,000を現金で支払った。
電気、ガス、水道代 などの支払い	•	取引 電気、ガス、水道料金の合計¥38,000が普通預金から引き落とされた。借 水道光熱費 38,000 貸 売 掛 金 38,000Point! この例は、自動振替の場合です。
• 出張費•交通費	•	取引 従業員に定期券代¥13,800を現金で支給した。 借 旅費交通費 13,800 貸 現 金 13,800 Point! 給料とすることもあります。 取引 従業員が業務で大阪に出張した。旅費¥29,180を現金で支払った。 借 旅費交通費 29,180 貸 現 金 29,180
切手やハガキの購入、 電話代の支払い		取引 手荷物が増えたのでタクシー代¥1,200を現金で支払った。 借 旅費交通費 1,200 質 現 金 1,200 取引 切手@80を50枚、往復ハガキを20枚購入し¥6,000を現金で支払った。 借 通 信 費 6,000 質 現 金 6,000
		取引 電話料¥17,500を普通預金で支払った。 借 通 信 費 17,500 貸 現 金 17,500 取引 新聞、雑誌への広告掲載料¥60,000を現金で支払った。 借 広告宣伝費 60,000 貸 現 金 60,000
雑誌等に	•	取引 年末が近づいたので名入りカレンダー@1,000を100本作り、配った。代金は未払いとなっている。

広告をのせたとき

- を100本作り、配っ



取引先のような特定の人への供応、贈答は接待交際費。 不特定多数の人を対象とするときは広告宣伝費となります。

求人をしたとき

取引 新聞やチラシに求人広告を出し¥57,000を小切手で支払った。

借 広告宣伝費 …… 57,000

貸 当座預金 ……… 57,000

	取引 お得意様と商用で食事をし、¥8,800を現金で支払った。 借 接待交際費 8,800 貸 現 金	
取引先との 飲食や手土産代	取引 お得意様に伺うにあたり、お土産代¥4,200を現金で支担	
	取引 周年記念のパーティーを開き、お得意様を招待し、経費 ¥ は小切手で支払った。 借 接待交際費 … 315,000 貸 当座預金 3	·
損害保険料を	取引 今月分の車輛保険料 ¥9,500を現金で支払った。	
払ったとき	取引 店舗の商品、什器の保険料¥18,000を小切手で支払っる借 損害保険料 18,000貸 当座預金	
修繕費を支払ったとき	取引 車輛の点検整備代¥94,500を小切手で支払った。 借 修 繕 費 94,500 貸 当座預金	94,500
	取引 事務所のドアを修理し代金¥12,600を現金で支払った。借 修 繕 費 12,600 貸 現 金	12,600
消耗品・事務用品を	取引 事務用机・イス一式¥42,000とパソコン¥98,000を購力で支払った。 借 消耗品費 140,000 貸 当座預金 1	
購入したとき	取引 文房具類を購入し¥6,300は現金で支払った。	
	取引 従業員のために医薬品を¥4,200で購入し、現金で支払借 福利厚生費 4,200 貸 現 金	
	取引 制服、作業衣などを買い¥21,000は現金で支払った。	21,000
従業員の為に 支出したとき	取引 従業員へ結婚祝儀金(出産祝)として¥10,500の品を指 借 福利厚生費 10,500 貸 現 金	
	取引 残業をした従業員に食事を出し、¥3,150を現金で支払って 借 福利厚生費 3,150 貸 現 金	
	Point! 事業主と専従者のみの場合には(福利厚生費)の計上はで	きません。
	取引 従業員に給料¥200,000を支給。源泉所得税¥7,470と料¥21,000を預かり差額を現金で支給した。	:社会保険
• 給料を支給したとき	借 給料賃金 ······· 200,000 貸 現 金 ······ 1 預 り 金 ·······	•
	取引 源泉所得税¥45,000を現金で納付した。 借 預 り 金 45,000 貸 現 金	45,000
アルバイトへの	取引 今月分のアルバイト料¥86,000を現金で支払った。借 雑 給 86,000 貸 現 金	86,000
給与の支払いは	Point! 雑給は(給料賃金)としても良い。	

	取引 借入金に対する利息¥11,000を現金で支払った。 借 利子割引料 11,000 貸 現 金 11,000
利息を支払ったとき	取引 額面¥200,000の受取手形を○○銀行で割引し、割引料¥10,000 を差し引かれ、差額を当座預金とした。借 当座預金 190,000 貸 受取手形 200,000 利子割引料 10,000
駐車場、家賃を 払ったとき	取引 駐車場料、店舗の賃貸料を併せて¥250,000を現金で支払った。 世 地代家賃 250,000 質 現 金 250,000
手数料がかかったとき	取引 銀行に振込手数料として¥105を現金で支払った。借 支払手数料 105 貸 現 金 105
組合費などを	取引 同業組合費¥5,000を現金で支払った。 借 諸 会 費 5,000 貸 現 金 5,000
払ったとき	取引 東京商工会議所の年会費¥10,000を普通預金より自動振替した。借 諸 会 費 10,000 賞 普通預金 10,000
機械・事務機器などの ・ リースあるいは レンタル料の支払い	取引 コピー機のリース料¥18,000を普通預金から支払った。借 リース料 18,000 貸 普通預金 18,000
・生計を一にする親族に 支払った給与は	取引 給与日に当たり、息子に¥180,000、妻に¥85,000を支給。息子からは源泉所得税¥6,350を預り差額を現金で支給した。 借 専従者給与 … 265,000 賞 現 金 258,650 預り金 6,350
	専従者給与を必要経費に算入するためには 「届出」「適用条件」が決められています。

未払金・借入金に関する取引

商品以外のものを買い、まだ払っていないとき	取引 自動車¥1,500,000 (営業用) を買い、代金は月末に払うことに した。 借 車輌運搬具 1,500,000 貸 未 払 金 … 1,500,000
未払金を手形で 支払ったとき	取引 上記の未払金¥1,500,000を手形で支払った。 借 未 払 金 … 1,500,000 貸 支払手形 … 1,500,000
• 借り入れをしたとき	取引銀行より¥1,000,000を借り入れ、現金で受取った。なお印紙税 ¥200は現金で支払った。 借現金…1,000,000 貸借入金…1,000,000 租税公課200 現金200
利息と共に ・ 返済したとき	取引 上記の借入に対し第一回の返済、元金¥100,000と利息¥3,000 が普通預金より引き落とされた。借 借 入 金 100,000 貸 普通預金 103,000 利子割引料 3,000

手形に関する取引 支払手形 ◆

約束手形を振出したときは、支払手形勘定を使います。

振り出したとき

取引 商品¥150.000を仕入れ、代金は手形を振り出して支払った。

借 什 入 ------ 150.000 貸 支払手形 ------ 150.000

取引 一括計上: 仕入先元帳より4月分の仕入¥300,000を計上した。

借 工具器具備品 105.000 貸 支払手形 ········ 105.000

取引 当店振出しの手形¥150.000が本日、期日につき当座預金より引 き落とされた旨、銀行より通知を受けた。

借 支払手形 ------ 150,000 貸 当座預金 ------ 150,000

決済をしたとき

裏書も割引も勘定科目は常に「受取手形」です。

oint! 約束手形とか為替手形というのはあくまで手形の種類ですから、 勘定科目名にはなりません。

◆ 手形に関する取引 _{受取手形} ◆

もらった手形は、受取手形勘定を使います。

手形を受け取ったとき

取引 取引先に商品¥300.000を売上げ、代金として、取引先振り出しの手 形を受取った。

借 受取手形 ------ 300,000 貸 売 上 ----- 300,000

手形代金を 取立てたとき 取引取立依頼中の上記の手形¥300,000が期日になったので当座預金 へ入金された。

借 当座預金 ------ 300,000 貸 受取手形 ----- 300,000

手形を裏書きしたとき

取引 商品¥80.000を仕入れ、代金のうち¥30.000は小切手で支払い、 残金は東京商店振り出し当店あての手形¥50.000を裏書きして支 払った。

借 什 入 80.000

貸 当座預金 30.000 受取手形 ------ 50.000

取引 手持ちの手形¥400.000を銀行で割り引き、割引料¥4.300を差 し引かれ手取金は当座預金とした。

手形を割引いたとき

借 当座預金 ------ 395.700 貸 受取手形 ------ 400.000 利子割引料 ------ 4,300

◆ 事業主との貸借とは ◆

取引 生活費として¥250,000を現金で渡した。

借 事業主貸 ······· 250,000 **貸** 現 金 ······ 250,000

取引 健康保険料¥14.500と国民年金保険料¥13.300を現金で納付 した。

借 事業主貸 -------- 27.800 貸 現 金 ------- 27.800

取引 生命保険料¥19.870が普通預金より振替になった。

借 事業主貸 ------ 19,870

貸 普通預金 ……… 19,870

取引 商品¥2,100を家事消費した。

借 事業主貸 ------------ 2,100 **貸** 売 上 ----------- 2.100

23

事業主借

事業主貸

必要経費にならない家事上の

支出や商品の家事消費など、

事業主に対して支出した金額

事業用資金として事業主から 受け入れた金額や預金利息 などの事業以外の収入

取引 事業用車輛の保険料¥8.700を生活費より支払った。

借 損害保険料 ……… 8,700

貸 事業主借 ----------- 8,700

取引 普通預金に利息が¥300ついた。

借 普诵預金 300

(章) 事業主借 ------- 300

◆ 決算準備作業 ◆

| 決算をより早く正確に行う為に、事前に次のものを用意してください。

- ●各預金、借入金などの残高確認。
- ●商品や材料の棚卸表を作成してください。
- 今期中に新しく買ったり、売ったりした固定資産(機械、車、土地建物など)があれば 書き出すとともに、契約書、請求書、領収書などをお揃えください。
- ●賃貸契約書。(地代家賃のある場合、相手方の住所、氏名などを明記するため)
- 売掛金、買掛金等の締切後の金額の確認。
- ●回収不能の売掛金や受取手形等の債権をチェックして、書き出してください。
- 家事関連費のあん分。(水道光熱費、通信費、地代家賃など)
- 家事消費の金額。



	蘭												22		所得税及び復興特別所得税の源泉徵収税額	H			
	(東京) 未代 即 表高 (期末残高)														のうち必要費額を	E			
	① 本年分の必要 経費算入額 (①×④)	H													中の報合の額を	E			
	(五)(五)(五)(五)(五)(五)(五)(五)(五)(五)(五)(五)(五)(五)(五)(五)(五)(五)(五)(五)(五)(五)(五)(五)(五)(五)(五)(五)(五)(五)(五)(五)(五)(五)(五)(五)(五)(五)(五)(五)(五)(五)(五)(五)(五)(五)(五)(五)(五)(五)(五)(五)(五)(五)(五)(五)(五)(五)(五)(五)(五)(五)(五)(五)(五)(五)(五)(五)(五)(五)(五)(五)(五)(五)(五)(五)(五)(五)(五)(五)(五)(五)(五)(五)(五)(五)(五)(五)(五)(五)(五)(五)(五)(五)(五)(五)(五)(五)(五)(五)(五)(五)(五)(五)(五)(五)(五)(五)(五)(五)(五)(五)(五)(五)(五)(五)(五)(五)(五)(五)(五)(五)(五)(五)(五)(五)(五)(五)(五)(五)(五)(五)(五)(五)(五)(五)(五)(五)(五)(五)(五)(五)(五)(五)(五)(五)(五)(五)(五)(五)(五)(五)(五)(五)(五)(五)(五)(五)(五)(五)(五)(五)(五)(五)(五)(五)(五)(五)(五)(五)<td>% E</td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td>\</td><td>・料金の内置</td><td>田 名 番</td><td></td><td></td><td></td><td></td>	% E											\	・料金の内置	田 名 番				
	(特別) 本年 (情別) 本年 (貴均費 均、費 (億十	H												類R証額を記えします。 ○税理士・弁護士等の報酬・料金の内訳	の住所・		◎本年中における特殊事情		
	(できるので) (単位を) (世位を) (也位) (也位) (也位) (也位) (也位) (也d) (d) (d) (d) (d) (d) (d) (d) (E												平成19年4月1日以後に取得した減価債却資産について定率法を採用する場合にのみの欄のカッコ内に償却保証額を記入します。 子割引料の内訳(金融機関を除く)	支払先		◎本年中にま		
	(I) 本年中 の貸却 類 間	12	12	12	12	12	12	12	12	12	12	12		のカッコ内に	る人と関係を			はのうち で類入後 田	
	用 (食力率 女は 数 改定債均率	年											/	合にのみの権	の左のうち称を整節			告 左の質借料のうち 必要経費算入額 円 下 下	
	貸却 方法 年				10									採用する場合	年 中子 割 引			本本年中の賃借 料・権利金等 番割金等 関係 選 乗	
	回 億却の基礎 になる金額													昏について定率法を	期末現在の借本入金等の金額 利	E		物物 体 機更 質 機	以
	(費却保証額)	H ()		(()	()	()	()	()	(((1) 平成19年4月1日以後に取得した減価債却資盈利子割引料の内訳(金融機関を除く)	氏名 期入			2 名	
中	取得年月	年 月			•									1以後に取得に取得に取ります。	E 所 ·			- 元	
耳の町	面又数徵は量												/	4月1日料の内	。 の 住		の内訳	の (単	
ノ陂価債均貨の計算	減価償却資産 の名称等 (繰延資産を含む)												ilia	(注) 平成19年)和子割引)	支払先)地代家賃の内訳	支 払 先	

計 算 5必要はありません。)	金额	H																									
9 記入する		Θ	(2)	@	4	2	9	(C)	8	6	(9)	(3)	(2)	(13)	(<u>4</u>)	(12)	99	(L)	(8)	(E)	8	(3)	(23)	(23)	(24)	(2)	26
製 造 原 価 の 計 算 (原価計算を行っていない人は、記入する必要はありません。)	科	期首原材料棚卸高	原材料仕入高	小 計 (①+②)	期末原材料棚卸高	差引原材料費(③-④)	労 務 費	外注工賃	電力費	水道光熱費	修繕費	減価償却費									雑費	抽	総製造費(5+6+3)	期首半製品•仕掛品棚卸高	小 計 (22+33)	期末半製品•仕掛品棚卸高	製品製造原価(第一億)
		遊	*	7 3	<u></u>	歡			N		6		包	6		飘	共	7	整		實						_
年 月 日現在)	粉	月 日(期末)	E																								
(令和	4 9	日(期首)	H																								
債調)	債・資	月																									
(資産負債調)	負	科	支 払 手 形	買 掛 金	借入金	未 払 金	前受金	預り金								貨倒引当金								事業主借	元入金	青色申告特別控除前の所得金額	
炭		日 (期末)	H																								
温	괋	月																									
衣	0	日 (期首)	E																								
	産	A																								$ \ $	\
红	贷	科	現金	当 座 預 金	定期預金	その他の預金	受取手形	売 掛 金	有 価 証 券	棚卸資産	前払金	貸付金	建 物	建物附属設備	機械装置	車両運搬具	工具 器具 備品	十 地								事業主贷	কাঁচ

* 青色申告ソフトを使うメリット*

個人企業の皆様がご自身で記帳をするにあたっては、ノートなどに手書きをする方法と、青色申告ソフトを活用する方法があります。ここでは、青色申告ソフトを活用するメリットを説明します。

✓ 出納帳に入出金を登録するだけで 帳簿を自動作成

使った内容に対応する勘定科目と金額の入力だけで、 複式帳簿が自動的に作成されます

・ 青色申告決算書の作成も自動

出納帳などで登録した情報をもとに、青色申告決算書や所得税申告書を簡単に作成することができます。

✓ 事業の成果が分かりやすい

青色申告ソフトによっては、毎月の売上の推移を簡単に見ることができるものもあり、事業の成果をより早く正確に把握することができるようになります。

	7.7ttml					1	
東某物を160000025/東森県高 人力を160006					371C C8898		
出納帳入力(現金·預	金)			XIII	- 2		
福岡 2013年度 - 対金利的	2003/12/01~2003/1	1/01	7480E 923	MINIOR NEW		1	
ZXZX-B IQG - MecroB			95 WIT 225				
10 20 30 40	50 40		1111/4544		CNI		
No. Bit Exec Hill I		88 898000	人全理 沙安里	229	15/0 11/0		
N7-0 SE ME		369601.9	MAR	MARKET A	237,096		
1 01∃ 000001 (715	法信告		0	8,000	229,038 5		
130 MIGHT	34	Zh BiXmi	0	380	mi *		
2 01B 0000082 [711	短視公課		9	20,000	209,000		
140 KINDR	H	en Iren	0	0	000		
33B 000001714	対策の後度		0	710	208,329		
110 タケンー代	-	26 (E),000	0	33	0002		
4 03B 0000064 714	阿爾文德爾		0	320	208,000		
復主代		(A B)(86	9	15	COL		
SE 05B 000005 712	水道大桥费		0	8,654	199,354		
110 電灯料		56 RAN	0	412	002		
4 10B 6000088 B11 D01	病上げ(1) 病	1217(1)1 2A W186-	210,000	9	409,254		
世 昭			0	300,000	19054 + m#Enu		
	音通視金 代が 事業所 :)	P/E ()			109,054 ~		
193 000001 \$13 \$89 E#84cmocre200.st.5.	歯機球金 せが 事業所 :) 会計単位 : !	P/E ()	現在	200,000	19364 - 一番下へ		
[25] [15]3 000001 [13] [899 [28]2[40000015]33 81.5.	事業所 :) 企計単位 : 1 2013 年	NAMES 会社	現 4	200,000	109.054 =		
193 000001 \$13 \$89 E#84cmocre200.st.5.	歯機球金 せが 事業所 :) 会計単位 : !	NAMES 会社	現在	200,000	19364 - 一番下へ	段 方	差引金
193 000001 \$13 \$89 E#84cmocre200.st.5.	事業所 :) 企計単位 : 1 2013 年	の他 東西側は 会社 和 手 科 日	現 分 2013年12月11	200,000	109.054 =	泉 方	差引金207.4
193 000001 \$13 \$89 E#84cmocre200.st.5.	事業所 :) 企計単位 : 1 2013 年	を ・	現 個 2013年12月11 施 ※選手を	200,000	109.054 =	景 方 8,000	
193 000001 \$13 \$89 E#84cmocre200.st.5.	事業所 :) 企計平位 : 1 2013 年 月日 征報委号	利用 子 科 日 ・ 日 子 科 日 ・ 日 子 科 日 ・ 日 日 日 日 日 日 日 日 日 日 日 日 日 日 日 日 日 日 日	現 全 2013年12月11 施 新規和金	200,000	109.054 =		
193 000001 \$13 \$89 E#84cmocre200.st.5.	李素所 :) 会計単位 : : 2013 年 月日 61素号	を	現 全 2013年12月11 施 解研料会 呼吸板 タタシー代	200,000	109.054 =	8,000	237, 6
[25] [15]3 000001 [13] [899 [28]2[40000015]33 81.5.	事業所 : / 会計單位 : : : : : : : : : : : : : : : : : : :	の性 総用曲店 会社 和 手 料 日 単日産 相反正確 用表記書	現 全 2013年12月11 施 新規和金	200,000	109.054 =	8,000 20,000 710	237, 6
193 000001 \$13 \$89 E#84cmocre200.st.5.	李素/所 :) 会計単位 : : 2013 年 月日 61番号 1271 0000001 (272 00000001 (272 00000000000000000000000000000000000	の性 総用曲店 会社 和 手 料 日 単日産 相反正確 用表記書	現 全 2013年12月11 施 解研料会 呼吸板 タタシー代	200,000	109.054 =	8,000 20,000 710 323	209, 6
193 000001 \$13 \$89 E#84cmocre200.st.5.	等重所 :) 企計单位 : : 2013 年 月日 6日第号 12/1 000005 12/2 000005 12/2 000005	の性 総用曲店 会社 相 子 料 日 者以来 和和交通等 有数交通等 本表式等 本表式等	現 全 2013年12月11	200,000	19,254 - 金五九	8,000 20,000 710	237, 6
193 000001 \$13 \$89 E#84cmocre200.st.5.	等車所 :) 会計単位 : : 2013 年 月日 (1889 127) 0000001 1270 0000001 1270 0000001	が性 総務所述 会社 期 手 料 日 前限公園 前限公園 前限公園 前見公司 前見公司 前見公司 同日 (1) (2) (2) (3) (3) (3) (4) (4) (4) (4) (4) (4) (4) (4) (4) (4	現 全 2013年12月11	200,000	109.054 =	8,000 20,000 710 323	209, 6

* 青色申告ソフトを使ってみる*

青色申告ソフトの利用を開始する際の大まかな流れを説明します。 今期から始める方も開業と同時に記帳を始める方も、共通点は必要な書類・情報の準備です。

1 事業所情報の登録

•

② 勘定科目、消費税の設定

3 開始残高の登録

4 事業活動の結果を出納帳等から登録する

今期から青色申告ソフトを導入する方が用意するもの

- 前期の決算書
- ●補助簿(当座預金出納帳、売掛金元帳など)
- 前期の消費税申告用資料
- その他、現在使っている帳簿、伝票など



前期の決算書、 補助簿を元に、開 始残高を入力して から、今期の取引 の登録を始めます。

開業と同時に青色申告ソフトを導入する方が用意するもの

- ●開業にあたり支出した領収書
- ●借入金(負債)

開業と同時に青色申告ソフトを利用する方は、 出納帳から、開業費および借入金等、開業前の取引を登録します。

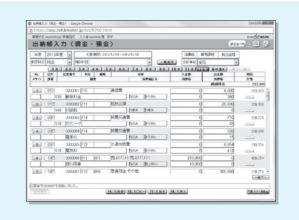
◆ 青色申告ソフトを活用した記帳から決算までの流れ ◆

1 日々の取引(売上、支払)を入力

出納帳入力を使って、毎月の売上や経費の支払いを入力します。

現金による売上は、現金出納帳を使い、勘定 科目を選択したら入金額に金額を入力します。 一方、経費の支払いは、現金出納の出金額

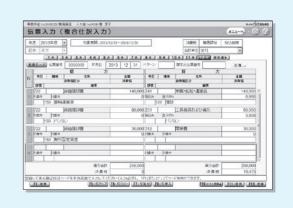
一方、経費の支払いは、現金出納の出金額に金額を入力します。



2 決算処理を入力

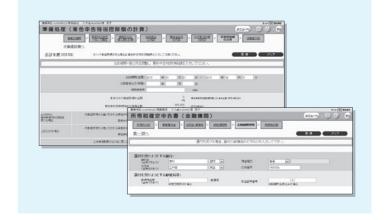
決算書を作成する前に、決算に特有の仕訳を 入力します。

決算処理を行なう例としては、商品や材料の棚卸、今期中に購入した固定資産、売掛金の回収不能額などがあります。



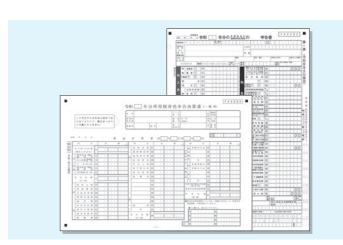
3 決算書、申告書の作成

青色申告における控除額や、還付金がある場合の受け取り口座など青色申告決算書、所得税申告書の作成に必要となる項目を入力します。



4 決算書・申告書の印刷

最後に、青色申告決算書および所得税申告書を、青色申告ソフトから印刷し、税務署へ提出および税金の納付をすませれば申告は完了です。



期限が休日の場合は翌日になります。

地方税については各市・区によって異なる場合がございます。お近くの商工会議所までお問い合わせください。

▼国税▼

▼ 地方税 ▼

1 _月	● 源泉徴収票の交付及び提出期限 1月31日まで② 支払調書の提出期限 1月31日まで⑤ 給与所得者の扶養控除等申告書の提出期限 … 今年最初に給与の支払いを受ける日の前日まで	① 給与支払報告書の提出期限
2 _月	<u>—</u>	① 固定資産税第4期分の納付期限 ····································
3 _月	① 所得税の確定申告または確定損失申告1.申告期間2月16日~3月15日まで② 確定申告税額の延納の届出3月15日まで③ 個人の青色申告承認申請3月15日まで④ 贈与税の申告・納付期限2月1日~3月15日まで⑤ 前々年分所得税の更正の請求期限3月15日まで⑥ 消費税の申告・納付期限3月31日まで(個人の事業にかかるもの)② 地方税の納付期限3月31日まで(前年の½納付)	①個人の住民税(都民税・特別区民税) 事業税の申告(所得税の確定申告をした者を除く) 個人の事業所税の申告・納付期限
4 _月	<u>—</u>	① 給与支払報告書に係る給与所得者異動届出書の提出期限····································
5 _月	●確定申告税額の延納届出による徴収猶予税額の納付期限····································	① 自動車税の納付期限 ····································
6 _月	●所得税予定納税額の通知	① 個人の都民税・特別区民税第1期分の納付期限····································
7 _月	① 所得税予定納税額の第1期分の納付期限 7月31日まで② 所得税予定納税額の減額承認申請期限 7月31日まで	
8 _月	<u>—</u>	①個人事業税第1期分の納付期限 8月中において条例で定める日 ②個人の都民税・特別区民税第2期分の納付期限 8月中において条例で定める日 ③特別土地保有税(取得分)の申告・納付期限 (7月1日前1年以内に基準面積以上の土地を取得した者)
9 _月		① 固定資産税2期分9月30日まで
10 _月	● 地価税の申告・納付期限	①個人の都民税・特別区民税第3期分の納付期限
11 月	① 所得税予定納税額の第2期分の納付期限 11月30日まで ② 所得税予定納税額の減額承認申請期限 11月15日まで	① 個人事業税第2期分の納付期限 ····································
12 _月		① 固定資産税第3期分の納付期限 ····································

記帳べんり帳

令和5年1月 第1刷

企画・発行 東京商工会議所中小企業相談センター 〒100-0005 東京都千代田区丸の内3-2-2 ☎03(3283)7750

■ 無断転写を禁じます

= 開業から申告のしかたまで =













都内商工会議所 お問い合わせ先

東京商工会議所

TEL. 03-3283-7700 千代田区丸の内3-2-2

丸の内二重橋ビル

https://www.tokyo-cci.or.jp/

八王子商工会議所 TEL. 042-623-6311

八王子市大横町11-1

https://hachioji.or.jp/



武蔵野商工会議所

TEL. 0422-22-3631 武蔵野市吉祥寺

本町1-10-7

https://www.musashino-cci.or.jp/



青梅商工会議所

TEL. 0428-23-0111

青梅市上町373-1



https://www.omecci.jp/

立川商工会議所

TEL. 042-527-2700

立川市曙町2-38-5 立川ビジネスセンタービル12F

https://tachikawa.or.jp/



むさし府中商工会議所

TEL. 042-362-6421

府中市緑町3-5-2



http://www.tama5cci.or.jp/chamber/index.php

多摩商工会議所

TEL. 042-375-1211

多摩市関戸1-1-5

http://www.tamacci.or.jp/



町田商工会議所

TEL. 042-724-6614

町田市原町田3-3-22



https://www.machida-cci.or.jp/

挑みつづける、変わらぬ意志で。





発行問い合わせ先

東京商工会議所 中小企業相談センター 業務推進担当 〒100-0005 東京都千代田区丸の内3-2-2 (丸の内二重橋ビル) TEL. 03-3283-7750